

(参考：学生等に対する国の手当等)

	防衛医科大学生	宮内庁楽生	国会速記学生	司法修習生	日本育英会奨学金
身分	国家公務員 (定員外)	国家公務員 (非常勤)	非国家公務員 「速記者となる者」	非国家公務員	大学院生
手当等の金額	10.7万円  期末手当	10.6～ 12.5万円 (本科生)	2.6～ 2.8万円	20.5万円  調整手当  期末手当 勤勉手当	5～13万円  きぼう21プラン (利息付き)
備考	一定期間内の退官の場合、勤務年数に応じて一定金額を償還	7年間の楽事への従事義務	成業の見込みがないと認められる者等に退所を命じ手当を返納させることができる	別途、司法修習の実施経費等として年間約2.5億円を予算措置	私立大学医学部生等については一定の増額貸与が可能 但し、利息は固定制で上限の利率を適用